

みんなの顔が見えるまち

人権シリーズ vol.4



「子どもの人権」



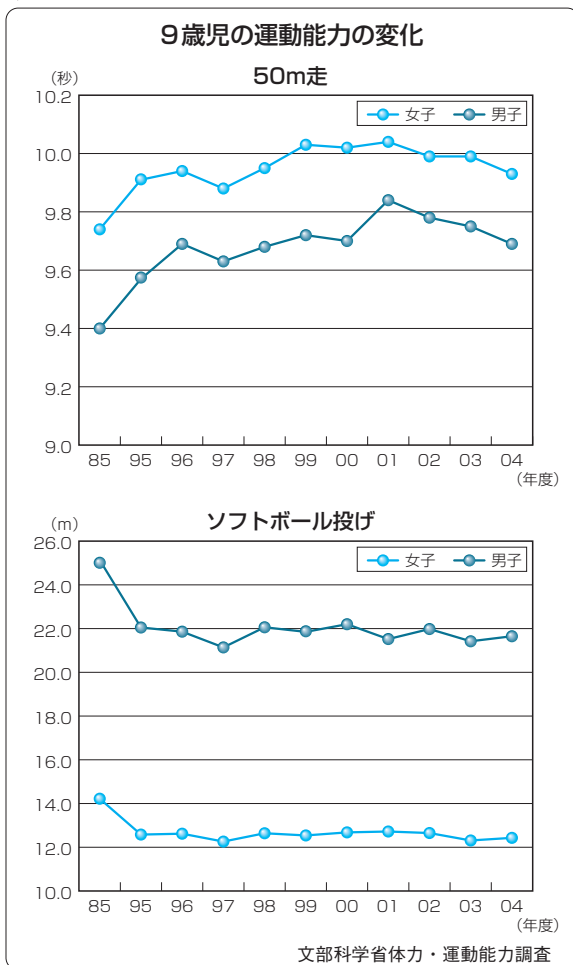
「子どもの安全を守るための緊急アピール」で大分県少年育成県民会議の会長である広瀬知事は「大人が変われば、子どもも変わる運動」と「地域のおじさん、おばさん運動」を呼びかけています。また国段階では、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るために「子どもの生活リズム向上プロジェクト」を立ち上げました。日本PTA全国協議会は、「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動を展開しています。

最近の新聞・テレビなどで子どもが被害者となった事件や子どもが加害者となった事件が目立ちます。「小1殺害される 4月にも女兒不明」、5月・秋田「中2放火0歳妹死亡 父にしたられ」、3月・東京「痛ましい事件が実に多く発生しています」。

また、子どもの運動能力の低下についても問題になっています。5月4日の朝日新聞では「体育専門の家庭教師に、『遊び』の講座を開くスポーツクラブ」と報じています(参考・表1)。日本PTA全国協議会の調査では、「朝ごはんを食べないことがある」小学生が15%、中学生では22%、「就学前の幼児における就寝時間」で10時以降に就寝する子が29%いると報告しています。大分県人権教育研究協議会の調査では、「学校から帰ってから、テレビをどのくらい見えていますか」で、5年生の60%以上の子が2時間

以上見えています(「データブック」大分県人権教育研究協議会より)。これらのデータは、子どもの体や基本的な生活習慣が変わってきているというだけの報告でしょうか、いや、心の変化にも影響を与えているのではないかと思われます。瀧井宏臣さんの「子どもたちのライフハザード」という本には、「子どもたちの生活破壊が、学級崩壊・いじめ・非行・ひきこもりなど学齢期以降の諸問題の温床になっていないか?」と詳しく述べています。そのため県やPTAでは、前述のような運動を展開しているのでしょうか。加えて大分県人権教育研究協議会でも、基本的な生活習慣を身につけることは子どもが健全に生きていくための人権問題であると提案しているのでしょうか。

表1



武蔵町では、今年も行政区別の人権学習会を計画しています。テーマは、子どもの人権問題について考えようと思っています。

「3月・姫路『ホームレスの焼死殺人で4少年逮捕』」の事件を考えると、ホームレスの方の人権はもちろん、少年の人権も守られています。子どもの問題は、大人の問題です。一緒に考えていきましょう。

武蔵教育事務所生涯学習課
社会教育指導員

平野正義